



平成 27 年 10 月 2 日

各 位

会 社 名 セブンシーズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤堂 裕隆
(コード番号 3750 東証第二部)
問合せ先 取締役経営企画部長 関 裕司
(TEL. 03-5771-8531)

(開示事項の経過) 当社子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社子会社であるセブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社（以下「SSAM」という）は、平成 27 年 3 月 23 日付及び平成 27 年 5 月 12 日付「当社子会社に対する訴訟の提起及び損害発生の可能性に関するお知らせ」にて公表しました訴訟について、平成 27 年 10 月 1 日付で判決の言い渡しがあり、本日 SSAM 訴訟代理人に判決正本が送達されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び判決年月日
 - (1) 裁判所 東京地方裁判所
 - (2) 判決年月日 平成 27 年 10 月 1 日
2. 判決の要旨
原告である田代林産有限会社（以下「所有者」という。）の請求を認容し、SSAM は、所有者に対し、本件土地について、所有権移転登記の抹消登記手続を行う旨を命じたものです。
3. 訴訟の原因及び判決に至った経緯
SSAM は、平成 27 年 3 月 19 日付で、同社が平成 27 年 2 月 19 日に販売目的として取得した不動産（取得金額 2 億円）に関して、土地所有権移転登記抹消登記手続を求める訴えの提起を受けました。
取引の経緯としましては、A 社から所有者所有の上記不動産の売却に関する情報（A 社は所有者との間で売買契約を締結済みであり、新中間省略登記の方法により SSAM への転売が可能である旨の情報）を入手し、所有者の代表者と称する人物および A 社関係者らと複数回面談の上、運転免許証、健康保険証および印鑑証明書の各原本を確認するなどした上で、合理的な条件であったことから SSAM において審議し社内決裁を経て、販売目的で取得することとし、平成 27 年 2 月 19 日に決済と同時に所有者より SSAM へ所有権移転登記手続をいたしました。
しかしながら、平成 27 年 3 月 19 日付けで、当該物件の所有者より土地所有権移転登記抹消登記手続請求を求める内容の訴状を受け取るに至りました。訴状によれば、所有権移転登記に必要な所有者の印鑑証明書及び所有者の代表者の本人確認資料である運転免許証及び健康保険証が偽造であり、決済時に立ち会っていた人物（所有者の代表者と称する人物）が成りすましであったとのことでした。
4. 今後の見通し
当社は、本判決について控訴する予定はありません。また、上記の内容は、平成 27 年 5 月 12 日付で開示しております「特別損失の計上及び業績予想修正に関するお知らせ」にて特別損失 200 百万円を計上済みであるため、当該判決により、当社の業績に与える影響はありません。

(参考) 当期連結業績予想 (平成 27 年 6 月 9 日公表分) 及び前期連結実績

| 単位：百万円 | 連結売上高 | 連結営業利益 | 連結経常利益 | 親会社株主に帰属する連結当期純利益 |
|----------------------------|-------|--------|--------|-------------------|
| 当期連結業績予想 (平成 28 年 3 月期) | 4,000 | 200 | 190 | 450 |
| 前期連結実績 (平成 27 年 3 月期) | 4,076 | 420 | 400 | 120 |

以上